

令和8年第4回定例会

1 日 時 令和8年3月11日(水) 10時30分から10時50分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員 小林正則
委員 橋正剛
事務局 局長
総務課 課長
選挙課 課長
広報啓発担当課長
書記 3名

4 議 事

<議案>

1 東京都選挙管理委員会事務局処務規程外4件の一部改正について

<報告事項>

1 令和8年3月の選挙人名簿登録者数等について

2 選挙争訟について

<その他>

1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	<p>ただ今から令和8年第4回定例会を開会いたします。お手元に令和8年第3回定例会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。</p> <p>本日は1件の議案と2件の報告事項を予定しております。なお、報告事項第2は個人情報を含んでいることから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議ございませんか。</p>
委 員	(異議なし)
委 員 長	<p>それでは、そのように取り扱うことといたします。では、議案第1号「東京都選挙管理委員会事務局処務規程外4件の一部改正」について、事務局より説明を求めます。</p>
総務課長	(議案第1号について説明)
委 員 長	<p>説明が終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。</p>
委 員 長	<p>簡単に言うと、専門課長になった人というのは、専門的な知識が豊富で、長く選挙管理委員会事務局に在籍していると思いますが、在籍期間と後継の代替わりはどのようにしていくと考えていますか。</p>
総務課長	<p>専門課長になるにはその専門系の職に関して、6年以上在籍する必要がございます。選挙管理委員会事務局でいいますと、選挙課等に6年以上在籍する必要がございます。うち、課長代理として少なくとも3年間在籍が必要です。</p> <p>専門課長になった後は、期限はないですけれども、随時我々も補充をしていかなければいけないので、選挙課に配属している職員で、今後、専門課長を担っていける人材を育てていくことを行ってきます。</p> <p>専門課長になった方も、我々と同じ一般の管理職に転用することも可能となっております。その方のキャリアプランや素養によって、一般の管理職といった道もあると考えております。個別、具体的に見て、整理していきたいと考えております。</p>
委 員 長	<p>わかりました。走り出して、そこから先はやってみるということなのでしょうね。</p>
委 員 長	<p>他に御質問・御意見はございますか。</p>
委 員	<p>これは定年退職した方っていう条件ではないですよ。</p>

総務課長 専門課長になれるのが、56歳未満の年齢の方となっていますので、定年退職された方ではなく、職員となります。

委員長 他に御質問・御意見はよろしいですか。
それではお諮りいたします。議案のとおり決定することに御異議はございませんか。異議なしと認めます。よって、議案第1号は議案のとおり決定いたしました。
それでは報告事項第1「令和8年3月の選挙人名簿登録者数」について事務局より説明を求めます。

選挙課長 (報告事項第1について説明)

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がなければ、報告事項第1について了承することといたします。
それでは、当面の日程について事務局より説明を求めます。

総務課長 (当面の日程について説明)

委員長 説明終わりました。ただ今の説明について御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。
次回の定例会は3月25日に開催することといたします。